

重要事項説明書
(看護小規模多機能型居宅介護)

医療法人へブロン会大宮中央総合病院
いわつき樹林

重要事項説明書

(看護小規模多機能型居宅介護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	医療法人へブロン会 大宮中央総合病院
主たる事務所の所在地	〒331-0814 埼玉県さいたま市北区東大成町1丁目227番地
代表者(職名・氏名)	理事長 四宮 敏彦
設立年月日	昭和30年 3月 11日
電話番号	048-663-2501

2. 事業所の概要

事業所名	いわつき樹林	
所在地	〒339-0067 埼玉県さいたま市岩槻区西町3丁目2番24号	
電話番号	048-795-6462	
指定年月日・事業所番号	令和5年 4月 1日指定	1196501397
管理者名	佐藤 雄太	

3. 事業の目的

医療法人へブロン会大宮中央総合病院が開設する、いわつき樹林(以下「事業所」という。)の職員が要介護状態等にある契約者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

4. 運営の方針

- (1) 事業の実施に当たっては、契約者の意思及び人格を尊重して、常に契約者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (2) 事業は、契約者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、要介護者となった場合においても、契約者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、事業所への通いを中心として、契約者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、契約者の居宅における生活の継続を支援する。
- (3) 事業は、医療依存度の高い契約者においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の各サービス形態で、必要な日常生活上の援助や医療的ケアを行うことにより、契約者の生活の支援を行い、また要介護者の孤独感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。
- (4) 事業の実施にあたっては、契約者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (5) 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、運営推進会議においてそれらの結果を公表し、常にその改善を図る。

5. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	1 従業者および業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている看護小規模多機能型居宅介護の実施に際し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。	1 人 常勤職員 (いわつき樹林看護職、いわつき訪問看護ステーション樹林管理者・看護職兼務)
介護支援専門員	1 契約者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、法定代理受領の要件である利用に関する市町村へ届出代行及び利用の申し込み・サービス調整、居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画の作成、地域包括支援センター等の他の医療機関との連絡・調整を行います。 2 主治医との連携を図り、適切な看護サービスを提供するための看護小規模多機能型居宅介護計画の定期的な提出を主治医へ行います。	1 人 常勤職員 (介護職員と兼務)
看護職員	1 看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、契約者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と充実した日常生活を送ることができるよう必要な介護、看護、支援を行います。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成します。 3 作成した看護小規模多機能型居宅介護報告書を定期的に主治医に提出し、連携を図る。また、宿泊サービスの契約者に対して夜間及び深夜の勤務を行う従業者を1名以上配置、または宿直(オンコール)を1名配置します。	2.5 人以上 (いわつき訪問看護ステーション樹林従業者兼務)
介護職員	1 契約者の心身の状況等を的確に把握し、契約者に対し看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、適切な支援を行います。また必要に応じて夜間及び深夜の勤務、または、宿直勤務(オンコール)を行う従業者を配置します。	3 名以上

6. 営業日、営業時間及び実施地域

営業日	365日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
通いサービス提供時間	午前9時00分～午後5時00分
宿泊サービス提供時間	午後5時00分～午前9時00分
訪問サービス提供時間	24時間
通常の事業の実施地域	さいたま市岩槻区、見沼区一部(丸ヶ崎、春野1～4丁目、深作2～5丁目、卸町1～2丁目、宮ヶ谷塔1～2丁目、東宮下1～3丁目、膝子)

※緊急時及び必要時においては柔軟に訪問及び宿泊サービスを提供します。

7. 登録定員及び利用定員

登録定員	29名
通いサービス利用定員	18名
宿泊サービス利用定員	9名

8. 提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

看護小規模多機能型居宅介護の提供方法、内容及び利用料金は別紙1のとおりとします。

(1) サービスの内容

看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適切に通所サービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせた介護、看護を行います。

- ① 通所サービス 事業所のサービス拠点において、送迎、機能訓練、食事提供、入浴、レクリエーション、健康状態の確認、日常生活上の世話及び医療的ケア等を行います。
- ② 訪問サービス 看護職員が自宅を訪問し、主治医の訪問看護指示書及び居宅サービス計画書に基づいた健康状態の観察、健康相談、指導等を行います。
介護職員が自宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ③ 宿泊サービス 介護者の都合により、自宅で介護することができない場合に利用できます。
- ④ 短期利用サービス
 - I. 事業所の登録者数が、定員未満であって、契約者の状態や家族等の事情により緊急に利用することが必要と認めた場合です。
 - II. 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急性を認めた場合且つ、事業所の介護支援専門員が提供に支障がないと認めた場合です。
 - III. 利用の開始にあたって7日以内、契約者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内の利用を可能とします。

(2) サービスの利用料の額

看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額とし、別紙1に定めるとおりとします。加算額については要件を満たす場合、所定の単位数に加算されます。介護報酬の告示上、法定代理受領分は契約者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とし（地域区別の単価 3級地10.83円）、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とします。

(3) その他の利用料の額

- ① 別紙1に定めるとおりとし、その他日常生活において通常必要となる費用で契約者が負担すべき費用は、実費を徴収します。費用の負担を受ける場合には、契約者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得ることとします。
- ② 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に契約者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用の説明をした上で、契約者の同意を得ます。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取ります。
- ③ 利用料の支払いは、預金口座振替（自動払込）、短期利用の方は、銀行振り込みまたは現金支払いとなります。

9. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 気分が悪くなった場合は速やかに申し出ください。
- (2) 事業所の施設及び設備は他の迷惑にならないように利用ください。
- (3) その他管理上必要な事項に協力ください。
 - ① サービスの利用に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者へお知らせください。
 - ② 契約者が要介護認定を受けていない場合は、契約者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
 - ③ サービス提供は「看護小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「看護小規模多機能型居宅介護計画」は、契約者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
 - ④ 看護小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、契約者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。
 - ⑤ ご家族であるペットを守るため、また職員が安全にサービスを行うため、サービスご利用時は、リードでつなぐ、ゲージに入れる等、サービス提供に支障が出ないようご配慮をお願いします。

10. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

11. 緊急時等における対応方法について

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供中に、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、契約者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名	丸山記念総合病院
	所在地	さいたま市岩槻区本町2-10-5
	電話番号	048-757-3511
	受付時間 診療科	8時30分～12時30分 内科・耳鼻科・消化器外科・全20科
【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名	岩槻南病院
	所在地	さいたま市岩槻区黒谷2256
	電話番号	048-798-2001
	受付時間 診療科	午前9時00分～12時00分 午後13時00分～16時30分 内科・循環器科
【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名	さいたま岩槻病院
	所在地	さいたま市岩槻区慈恩寺75
	電話番号	048-793-2011
	受付時間 診療科	午前8時30分～11時30分 午後13時30分～16時30分 脳神経外科・内科・整形外科
【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名	チャーミー歯科医院岩槻
	所在地	さいたま市岩槻区本町3-11-2
	電話番号	048-758-4618
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時00分～13時00分 午後14時30分～20時00分 土曜日 午前9時00分～午後13時00分 午後14時00分～17時00分
【主治医】	医療機関名	
	氏名	
	電話番号	
【家族等緊急連絡先】	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
	携帯電話	
	勤務先	

12. 事故発生時の対応方法について

- (1) 契約者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
- (3) 契約者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的の避難、救出その他必要な訓練を毎年2回行います。

14. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

所在地	〒339-0067 さいたま市岩槻区西町3丁目2番24号		
電話番号	048-795-6462	FAX番号	048-795-6463
担当者	管理者 佐藤 雄太	受付時間	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00(日・祝は除く)

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情の相談があった際には、受付した職員が、速やかに苦情受付担当者へ連絡し、状況を正確に報告する。
- ② 苦情受付担当者は、苦情受付に際し、次の事項を「ご意見・クレーム報告書」にその内容を記録する。(苦情の内容、希望等、苦情の受付に際しての会話や対応、苦情の原因となったと考えられる事象、再発防止策)
- ③ 苦情解決責任者は内容を確認し、苦情の直接原因の調査、分析を行い、解決策を検討するよう指示を与える。
- ④ 内容によっては、苦情解決責任者や第三者による当事者や関係者への事実確認の調査を行う。
- ⑤ 苦情解決責任者は、申出人との話し合いによる原因報告、解決策の提示により苦情解決を行う。
- ⑥ サービス担当者会議等を開催し、対応方針を協議し記録に残す。
- ⑦ 苦情内容について、解決されない場合には行政の設置する苦情対応窓口の紹介を行う。

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

公的団体の窓口	埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情対応係		
所在地	〒338-0002 さいたま市中央区大字下落合1704番		
電話番号	048-824-2568 (苦情相談専用)	受付時間	8:30～12:00、13:00～17:00 (土、日、祝は除く)
市町村(保険者)の窓口	〒330-9588 さいたま市長寿応援部介護保険課		
所在地	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号		
電話番号 FAX番号	048-829-1265 048-829-1981	受付時間	8:30～17:15(土、日、祝は除く)
区の高齢介護課	岩槻区役所 高齢介護課 介護保険係		
所在地	〒339-8585 さいたま市岩槻区本町3-2-5 WATSU 東館3階		
電話番号 FAX番号	048-790-0169 048-790-0267	受付時間	8:30～17:15(土、日、祝は除く)

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

16. 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については事業所玄関前に文書により掲示において公開しています。

17. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 従業者に業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容にしています。
- (2) 契約者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で契約者の個人情報を用いません。また契約者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で契約者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 契約者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

18. 虐待の防止について

事業者は、契約者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	佐藤 雄太
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

19. 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定看護小規模多機能型居宅彰吾の提供に当たっては、契約者、契約者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

20. サービス提供の記録

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 契約者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

21. その他運営に関する重要事項

- (1) 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1か月以内
 - ② 継続研修 年4回
- (2) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人へブロン会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- (3) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ① 職員は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
 - ② 職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

令和 年 月 日

【説明確認欄】 上記のとおり重要事項について文書を交付し、説明しました。

<事業主> (事業者)

住 所 埼玉県さいたま市北区東大成町1丁目227番地

事業者 医療法人へブロン会 大宮中央総合病院

代表者 理事長 四宮 敏彦 ㊟

(事業所)

住 所 埼玉県さいたま市岩槻区西町3丁目2番24号

事業所 いわつき樹林

管理者 佐藤 雄太

説明者 氏 名 _____ ㊟

令和 年 月 日

【説明確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

<契約者> 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

※上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟